

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (制発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
東ティモール	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	149,000千円 2026.12.31まで	2019.6.18 デイルリで (同日)	日本側 南博在東ティモール大使 東ティモール側 デイオニシオ・ダ・コスタ・バボ・ソアレス外務・協力大臣	2019.7.1 60号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。